

## 第4章 歴史文化基本構想の考え方

### 1 基本理念

篠山市は、東寺や住吉大社などの大寺院・神社や貴族により開墾された中世荘園を基盤として、近世には、「城下町」、「街道集落」、「農村集落」が有機的に関連しながら成立してきた。「城下町」は天下普請により築城された篠山城の城下に領内の町場から商職人や寺院を移転して形成され、「街道集落」は農村文化を母体として京街道などの街道筋に交通・流通の要衝として発展し、「農村集落」は黒大豆や茶の栽培などの展開をみせながら農村としての性格を維持し続けてきた。このように、近世におけるわが国の集落の3つの典型が有機的に関係し合いながら共存し、各集落が特徴的な景観を形成していた。そして、近代・現代における社会環境の大きな変化にもかかわらず、現在もなお、篠山盆地のなかに、かつての城下町－街道集落－農村集落の関係、集落相互の関係が生き続け、そこに広がる風景はまさしく「日本の原風景」を思い起させるものとなっている。

篠山には、古代からの歴史を感じさせる古墳や集落跡などの遺跡、大国寺本堂、長谷寺妙見堂、春日神社能舞台などの社寺建築や近代和風建築物、茅葺民家などの歴史的建造物、八上城跡や篠山城跡などの中世から近世にかけての城跡、地域で守り伝えられている仏像や石仏、日本六古窯のひとつである丹波焼や登り窯などの数多くの文化財が残されている。

それらの文化財は、広がりのある水田や全国的にも著名な黒大豆や山の芋などを産する農地、市域の7割を占める緑豊かな山林、オオサンショウウオやオヤニラミの生息する清流などの豊かな自然環境と一体となって篠山固有の風景を形成している。さらに、歴史的な町並みや自然豊かな集落を舞台に、京都や播磨地方の影響を受けて発展した祭礼行事、年中行事、民間説話などの多くの無形の文化財が現在もなお受け継がれ、生活文化のなかで人々の心を育んでいる。

これらの文化財は、人々の生活を介して、相互の関係を保ち続けてきた。このように文化財と一体となった風景は、篠山らしさの証しを現すものといえ、篠山の風景は、住む人のみならず、訪れる人にも深い郷愁を誘うとともに共感を与える、まさに、「日本の原風景」となっている。

「日本の原風景 篠山」を将来世代に伝えていくとともに、人々の心がつながった豊かな生活環境を保全するためには、篠山市に存在するすべての文化財を「歴史文化まちづくり資産」として捉え、その価値を共有し、市民や活動団体、企業など、それぞれが主体的に身近な生活のなかで保存・活用に取り組んでいくことが求められる。「歴史文化まちづくり資産」を地域の誇りとして守り育て、地域の活性化ならびに持続的な発展につなげていくため、篠山市における歴史文化基本構想の基本理念を以下のように設定する。

#### 歴史文化基本構想の基本理念

### 「景(すがた)」「時(とき)」「心(こころ)」をつなぐまちづくり

**「時(とき)」をつなぐ**  
篠山固有の歴史文化を将来世代に引き継ぐため、「歴史文化まちづくり資産」を保存し、まちづくりに活かす

#### 「景(すがた)」をつなぐ

篠山の誇りである快適で豊かな生活を発展させるため、「歴史文化まちづくり資産」を周辺環境と一体的・総合的に捉えた「日本の原風景 篠山」を保全・育成する

#### 「心(こころ)」をつなぐ

いきいきした地域をつくりだすため、「歴史文化まちづくり資産」を大切にしてきた心を、市民・行政・専門家の連携、来訪者・都市住民との協働によって育む

## ◇「歴史文化まちづくり資産」とは

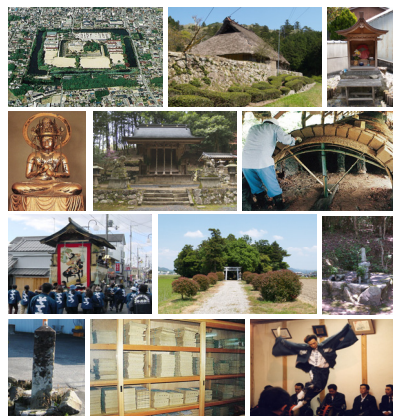
篠山市に存在するすべての文化財は、篠山市固有の歴史・自然・文化のなかで生まれ、守り伝えられてきた篠山市民共有の財産であり、篠山市民の心のよりどころとなるとともに、その根底にある知と技は、篠山市民の生活をより豊かなものとしている。従って、これまでの文化財指定等に関わらず、篠山市に存在するすべての文化財は、「日本の原風景 篠山」の重要な構成要素であるといえる。「日本の原風景 篠山」を構成する歴史文化や豊かな生活環境を未来につないでいくためには、それらの文化財を、市民自らが主体的に守り育て、積極的にまちづくりに活かしていくことが求められる。

文化庁が推進する歴史文化基本構想は、文化審議会文化財分科会企画調査会からの報告に基づいている。当報告では、基本構想の内容に記載する重要な事項として「関連文化財群」が挙げられ、「地域の歴史や文化を語る重要な地域の資産として、総合的に保存活用を行っていくことが望ましい」とし、文化財が「資産」として位置付けられている。

篠山市では、市全域において、豊かな歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくため、「日本の原風景 篠山」を構成する全ての文化財を包括する概念として、上記の報告に基づき、「歴史文化まちづくり資産」として設定することとする。

なお、本構想内において、この「歴史文化まちづくり資産」を、単に「資産」とのみ記載するところがあることを書き添えておく。

当面は、文化財把握調査により把握したおよそ5,000件におよぶ文化財を「歴史文化まちづくり資産」と位置づけ、今後、継続的な調査を進めるなかで、「資産」の追加・更新を進めていくこととする。



## 2 基本方針

歴史文化基本構想の基本理念を実現化するため、以下の3つの基本方針を設定する。

### 基本方針1

**「歴史文化まちづくり資産」の  
適切な保存・活用を推進する**

- 身近な暮らしに息づく「歴史文化まちづくり資産」の保存・活用を図る。
- 「歴史文化まちづくり資産」と周辺環境を一体的に捉え、総合的なまちづくり「資産」として保存・活用を図る。
- 暮らしの安全を守るなかで、「歴史文化まちづくり資産」の保存を視野に入れた防災の仕組みを整える。

### 基本方針2

**歴史文化を活かしたまちづくりの  
仕組みを構築する**

- 歴史文化を活かしたまちづくりに係る各主体がそれぞれの役割を認識し、自ら行動するとともに、連携してまちづくりに取り組む。

- 人づくり、組織づくり、教育プログラムづくりを通じて、歴史文化を活かしたまちづくりの担い手づくりを推進する。
- 市民等（市民、活動団体、企業等を含む）が主体的に歴史文化を活かしたまちづくりに取り組んでいくため、「歴史文化まちづくり資産」の情報化を図る。

### 基本方針3

**制度・事業の連携による総合的な  
歴史文化を活かしたまちづくりを推進する**

- 指定等文化財の種別に応じた適切な保存・活用を図る。
- 各分野における関連計画等との連携により、多様な制度を積極的に活用し、「歴史文化まちづくり資産」とその周辺環境を含めた一体的な保存・継承を図る。
- 行政と市民等が協働で歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくための新規制度を創設する。
- 事業間の連携により、歴史文化を活かしたまちづくり事業を総合的かつ効果的に推進する。